

財関第952号
平成20年8月29日

(各)税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 藤岡 博

玉軸受等に対して課する報復関税に関する取扱いについて等
の一部改正について

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令(平成20年政令第265号)、ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令の一部を改正する政令(平成20年政令第266号)及び電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令(平成20年政令第267号)の施行に伴い、玉軸受等に対して課する報復関税に関する取扱いについて(平成17年8月22日財関第1059号)等の一部を下記のとおり改正し、平成20年9月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 玉軸受等に対して課する報復関税に関する取扱いについての一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する取扱いについて(平成18年1月27日財関第94号)の一部を次のように改正する。

1. 別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

2. 別紙様式として別紙3のように加える。

第3 電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて(平成20年6月13日財関第678号)の一部を次のように改正する。

1. 別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

2. 別紙様式を別紙5のように改め、別紙様式の次に別紙6のように加える。